

協同組合 日本製パン製菓機械工業会
加入手続・加入金・出資金・賦課金規則

制定 昭和55年12月 9日

改正 昭和63年 5月24日

〔 総 則 〕

第 1 条 本組合に加入しようとするものは、定款および、本規則に定むる手続により加入の承諾を受けなければならない。

〔 加入手続 〕

第 2 条 加入を希望するものは、次の書類を提出するものとする。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 加入申込書 | (4) 代表者略歴書 |
| (2) 事業現況書 | (5) 登記簿謄本 |
| (3) 会社（営業）経歴書
（又は会社案内書） | |

2 . 予め提出された前項の書類にもとづいて理事会においてその諾否を決する。

3 . 加入の承諾を得た者は、加入金・出資金等定められたものを納入したとき、はじめてその資格を得るものとする。

〔 加 入 金 〕

第 3 条 加入金は、一律に30万円とし、加入のときに納入するものとする。

納入した加入金は、脱退その他いかなる理由によっても返還しない。

〔 出 資 金 〕

第 4 条 出資金は、1口に付1万円とし、加入のときに納入するものとする。出資金口数は別に定める。

〔 賦 課 金 〕

第 5 条 賦課金額は、次の均等割、従業員数による差等割の各基準によって算出した額の合計額とする。

単位：円

級	差 等 割		均等割額	賦課金月額
	従 業 員 数	差等割額		
1	20人以下	1,000	15,000	16,000
2	21人～30人	2,300	15,000	17,300
3	31人～40人	3,600	15,000	18,600
4	41人～50人	5,100	15,000	20,100
5	51人～70人	7,300	15,000	22,300
6	71人～100人	10,000	15,000	25,000
7	101人～150人	13,500	15,000	28,500
8	151人～200人	17,000	15,000	32,000
9	201人～250人	20,500	15,000	35,500
10	251人以上	24,000	15,000	39,000

2 . 賦課金は、四半期分毎に納入するものとする。

以上